

平成30年7月9日
大阪鉄商健康保険組合

「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害」に係る
災害救助法の適用に伴う健康保険の取り扱いについて

今般の災害により、被災をされた被保険者及びご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。また、一刻も早い復興をご心よりお祈り申し上げます。

さて、標記につきまして、高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県及び岐阜県の被災地域に災害救助法の適用が決定されました。これに伴いまして、当健康保険組合におきましては、居住していた家屋が全半壊の状況となった場合等について、申請により、病院などで診療を受けた場合の窓口負担金の免除の取扱いを行いますので、該当の場合は、具体的な申請方法等について、当健康保険組合にお問い合わせください。

※災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府 HP にてご確認ください。

内閣府防災情報のページ「災害救助法の適用状況」

(URL)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html